

## 子どもの権利に関する今後の広報活動について

### まとめに当たって

私たちは、札幌市が平成21年4月に制定した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下、「子どもの権利条例」という。）」に基づき、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、同年11月から、2年間の任期の中でさまざまな視点から議論を重ねてきました。

第一期委員会では、設置と同時に「子どもの権利に関する推進計画のあり方」について、札幌市から諮問を受け、子どもとの意見交換など、積極的に子どもたちの思いを受け止め、昨年10月に答申を手交し、札幌市ではそれを基に計画を策定しました。

計画策定以降は、「子どもの権利」について、いかに効果的な広報を行うのか、市民に正しく理解していただくためにはどうすべきなのかについて議論を進めてきました。

「広報」については、計画の基本目標4においても位置付けられていますが、これまでの議論の経過を踏まえ、今後、「子どもの権利」について広報活動を進めていくに当たって検討していただきたい内容をまとめました。

### 1 広報活動について

札幌市は、子どもの権利の保障を進め、子どもが幸せに過ごすことができるまちを目指し、子どもの権利条例を制定しました。条例の施行から、2年あまりが経過し、さまざまな取組を行ってきましたが、いまだ市民に「子どもの権利」が十分に浸透しているとは言えないのが現状です。

「子どもの権利」は、子育てや子育てに直接関わる大人や子ども自身はその趣旨や内容を十分に理解することはもちろん、それと同時に、比較的子どもと関わりが少ない大人も含めた全ての市民が、子どもの権利を理解することが非常に重要となります。

このことから、今後の広報のあり方として、子どもに関する事業を行う際にメディア等を活用し視覚的にPRを行う、札幌市には子どもの権利条例があるということ、日常生活の中で市民が目にする機会を設けるなど、子どもの権利の推進に取り組んでいるという姿勢を積極的に示していく必要があります。

### 2 対象について

#### (1) 大人

子どもの権利が守られるためには、まずは大人が正しく子どもの権利を理解する必要があります。

このことを全ての大人と子どもが改めて認識し、子どもの権利を尊重した取組を行えるよう、さまざまな媒体を活用した分かりやすい広報に加えて、すでに実

施している「出前講座」や「子どもサポーター養成講座」など、子どもの権利に関する事業を展開するなどにより、普及を図っていく必要があります。

また、家庭や学校における広報普及とともに、子どもにとって様々な人間関係を学ぶ場である地域においても、子どもの社会性を育むための広報活動が重要となるため、まちづくりセンターや地域の団体、NPOなどに対し、大人と子どもが共にまちづくりに関わる事例の効果的な情報提供や「子どもの参加ガイドライン」の活用といった、地域への働きかけをより一層充実していくことが求められます。

## (2) 子ども

子どもを対象とした広報については、パンフレットやチラシに加えて、例えば、子どもの権利に関する絵本や、分かりやすいキャッチフレーズを作成するなど、子どもの権利をより身近に感じることができるよう工夫する必要があります。

また、子どもの権利について理解を進めていくためには、特に学校教育における取組が重要となります。

教育委員会では、子どもの権利に関する公開授業や教員研修など、子どもの権利を生かした学校教育を進めるため、学校に対するさまざまな支援を行っていますが、現在の取組を一層充実するとともに、例えば、授業参観日や学習発表会の場で子どもの権利について取り上げるなど、親子で子どもの権利について触れ合う機会を持つといったことも今後検討すべき課題と考えられます。

## (3) 職員・教職員

子どもの権利の普及を札幌市全体で進めていくに当たっては、市の職員や教職員が条例や子どもの権利について正しく理解し、実践していくことが必要です。

このことから、子ども未来局や教育委員会が中心となり、職員研修等をより一層充実するとともに、職場研修で得たことをいかに活用し、広報していくかが課題となります。また、子どもに関する事業などを実施する際には、子どもの権利条例の周知を一層図るとともに、他部局に対しても働きかけていくべきであると考えます。